

広島県告示第三百四十七号

広島県知事印を次のとおり廃止した。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤田雄山

印影	管守機関	廃止年月日	用途
	広島地域事務所総務局総務課	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	広島地域事務所総務局総務課	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	広島地域事務所建設局	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	呉地域事務所総務局	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	芸北地域事務所総務局	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	芸北地域事務所建設局	平成二十一年三月三一 日	専決事務用
	芸北地域事務所建設局	平成二十一年三月三一 日	専決事務用



森林環境づくり支援センター	森林環境づくり支援センター	広島港湾振興局	福山地域保健所	呉地域保健所
日 平成二年三月二二	日 平成二年三月二二	日 平成二年三月二二	日 平成二年三月二二	日 平成二年三月二二
技能講習終了証	専決事務用	専決事務用	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置関係書類用	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置関係書類用